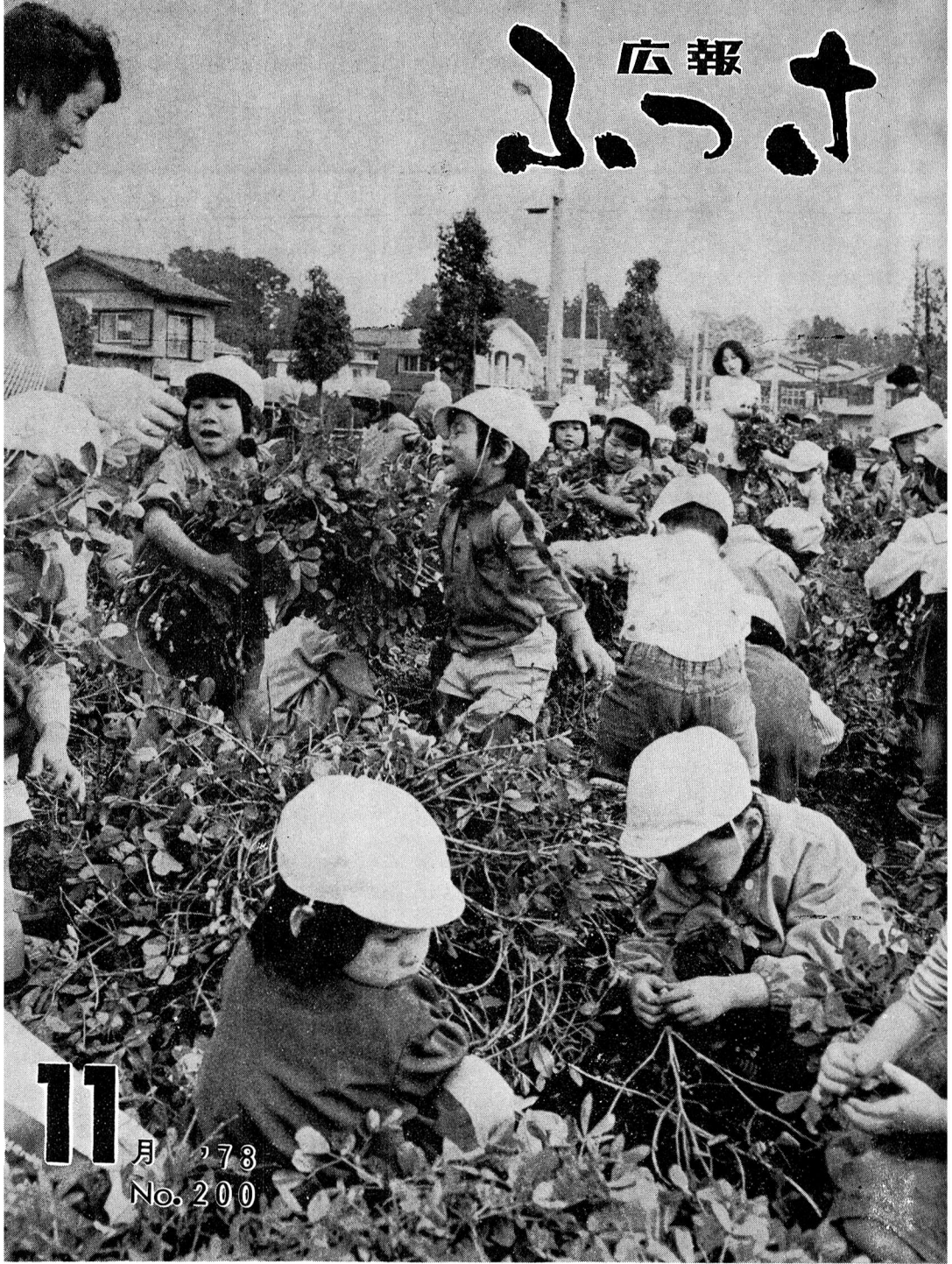


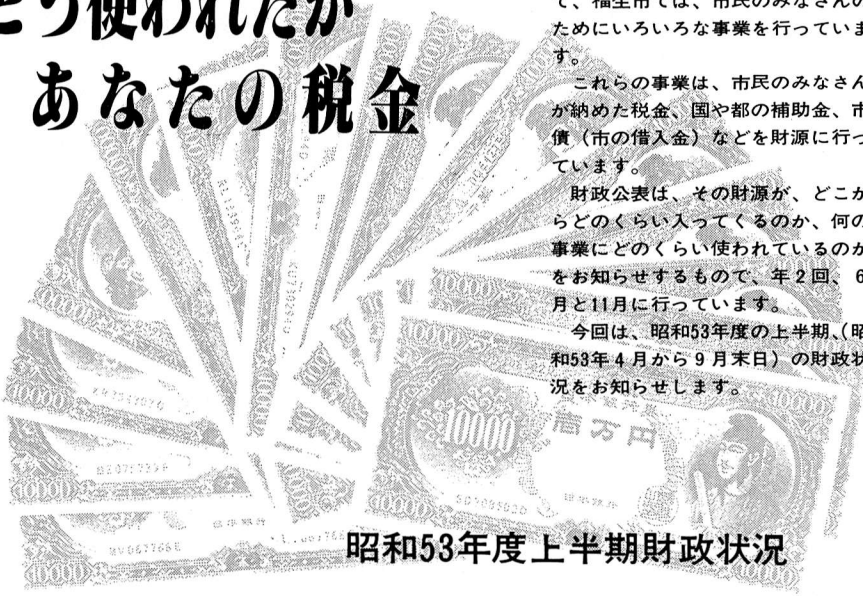
# ふっし 広報



11

月 '73  
No. 200

# どう使われたか あなたの税金



「活力ある市民のまち」を目指して、福生市では、市民のみなさんのためにいろいろな事業を行っています。

これらの事業は、市民のみなさんが納めた税金、国や都の補助金、市債（市の借入金）などを財源に行っています。

財政公表は、その財源が、どこからどのくらい入ってくるのか、何の事業にどのくらい使われているのかをお知らせするもので、年2回、6月と11月に行っています。

今回は、昭和53年度の上半期（昭和53年4月から9月末日）の財政状況をお知らせします。

## 昭和53年度上半期財政状況

市の予算は、一般会計と区画整理会計、国民健康保険会計、下水道事業会計、受託水道事業会計の四つの特別会計で構成されています。

昭和五十三年度の当初予算額は、一般会計七十一億二千九百九十五万円でスタートし、補正予算など九億五千五百六十二万円を追加し、予算現額は八十億五千八百五十七万円となりました。

特別会計は、二十四億四千八百八十三万円でスタートし、その後の補正などで三億九千八百六十万円を追加し、二十八億四千七百四十三万円になりました。

全会計の総予算現額は、百九億六百万円で、昭和五十三年九月三十日現在の総収入済額は、四十二億六千二十七万円、収入率三九・一パーセント。総支出済額は、三十五億六千七百七十六万円、支出率三二・七パーセントとなっています。



七十一億二千九百九十五万円でスタートした一般会計は、その後二回の補正予算七億八千五百十七万円と、昭和五十二年度からの繰越明許費一億七千四百五十万円が加えられ、予算総額は、八十億五千八百五十七万円になりました。

歳入状況は、三十三億九千九百二十四万円で、収入率四二・二パーセント

で、昨年同期の四四・九パーセントと比較して二・七パーセントの減になっています。

歳入の主な収入済額は、市税の十四億二千六百八十万円で、収入率五九・二パーセント。つづいて、地方交付税、六億九千九百六十四万円の六八・八パーセント。国庫支出金、五億一千七百二十四万円の三一・三パーセントです。この三つで総収入済額の七七・八パーセントを占めています。



一般会計の支出済額は、二十九億八千三百八十九万円で、支出率三七パーセントとなっています。

支出の多い順を科目別に見ると、教育費の九億三百四十一万円をトップに民生費の七億四千二百九十三万円、土木費の四億四十九万円とつづいています。

今期までに支出済となった建設事業費で大きいものは、仮称中央図書館建設事業の用地買収費二億九千九百三十八万円、緑地（熊川地区）用地買収費一億三千五百九十九万円、市道改良改修工事四千七十五万円などです。

歳入、歳出とも低い収入、支出率となっているのは、下半期（十月から来年三月末日まで）に収入、支出とも集まられるためです。

子算現額	収入率
24億811万円	59.2% (14億2,680万円)
16億5,268万円	31.3% (5億1,724万円)
10億1,731万円	68.8% (6億9,864万円)
7億7,290万円	0%
6億6,210万円	1.3%
5億1,249万円	34.2%
4億3,744万円	25.7%
2億5,992万円	97.4%
分担金及び負担金	
1億3,019万円	23.2%
自動車取得税交付金	
7,331万円	35.3%
使用料及び手数料	
5,412万円	62.4%
地方譲与税	4,976万円 21.8%
財産収入	1,400万円 26.7%
交通安全対策特別交付金	1,237万円 0%
寄付金	187万円 104.4%

### 一般会計

予算総額80億5,857万円

市税	教育費
22億2,823万円	40.5% (9億341万円)
15億7,414万円	19.1% (4億499万円)
15億4,561万円	18.9% (4億372万円)
8億6,539万円	10.7% (2億7,417万円)
7億8,981万円	9.8%
5億1,707万円	6.4%
2億2,472万円	2.8%
1億3,192万円	1.6%
6,912万円	0.9%
5,381万円	0.7%
3,913万円	0.5%
1,121万円	0.1%
841万円	1.0%
その他	
1,121万円	1.4%
841万円	1.0%

(%は収入額、支出済額の割合)

### 市債の状況

昭和53年9月30日現在 (特別会計含む)

事業別	未償還元金48億7,518万円	借入先別	
下水道関係	17億3,891万円	大蔵省	14億4,144万円
社会教育関係	9億8,765万円	郵政省	11億9,472万円
義務教育関係	8億7,820万円	市中銀行	11億5,785万円
土木関係	7億4,280万円	公営企業金庫	6億4,370万円
衛生関係	2億1,541万円	東京都	3億8,069万円
その他	3億1,221万円	その他	5,678万円

### 市有財産

土地	37万	2,643m <sup>2</sup>
地権(土地)		314m <sup>2</sup>
建物(延べ面積)	7万3,769m <sup>2</sup>	
乗用車(乗用兼貨物車を含む)	9台	
貨物自動車	17台	
消防自動車	7台	
マイクローバス	1台	
イ型バス	1台	
軽自動車	2台	
その他の車両	15台	
ビデオ	28台	
電子オルガン	11台	
その他	406点	

### 市民一人当り

#### 約十萬円の借金

市の歳入財源の一つに市債がありますが、これは道路や下水道、学校、福祉施設の建設、またこれらの建設用地費など、ばく大な費用がかかるとき市の財源では賸ないきれないので、国や都、金融機関などから借り入れる資金です。

こうした市債の未償還元金は、昭和五十三年九月三十日現在、一般会計三十一億三千六百二十七万円、特別会計の下水道事業会計十七億三千八百九十一万円の総額四十八億七千五百八十八万円となっています。

これは市民一人当り、十万七百元の借金になり、市の税収約二年分の金額になります。

### 市民一人当り

#### 約三萬円の税負担

市民一人当たりの税負担額は、二万九千四百七十一円で、昨年度同期にくらべ一四・三パーセントの増加となっています。内訳は、固定資産税一万二千九百五十円、市民税九千七百七十三円、都市計画税四千七百七十七円、市たばこ消費税一千六百三十一円、電気税六百九十二円、その他二百四十八円となっています。

また、一般会計分の行政サービス費

用は、市民一人当たり、六万一千六百三十四円となっています。

### 特別会計

特別会計には、区画整理会計、国民健康保険会計、下水道事業会計、受託水道事業会計の四つがあります。各会計とも順調に運営されていますが、歳入、歳出とも一般会計と同様に下半期に集中されるため低い率を示しています。

特別会計の中で、もっとも大きいのは、下水道事業会計の十三億七千三百十六万円で、昭和五十二年同期予算現額にくらべ五〇・七パーセントの増になっています。

### 特別会計

昭和53年9月30日現在

区分	子算現額	収入済額	支出済額
区画整理会計	2億0,745万円	1億3,035万円	1,482万円
国民健康保険会計	9億0,973万円	4億0,763万円	2億7,371万円
下水道事業会計	13億7,316万円	1億9,465万円	1億7,644万円
受託水道事業会計	3億5,709万円	1億2,837万円	1億1,890万円
合計	28億4,743万円	8億6,100万円	5億8,387万円

## 市民の力で

### ポルノ販売機をなくそう

青少協だより



ポルノ雑誌自動販売機を福生市からなくそうという運動を始めて二年たちました。その間多くの人たちが実施調査やビラ配り、立看板をつくり、ポルノ雑誌自動販売機を設置しないでほしいと呼びかけたり、青少年に悪い影響を与えない雑誌と入れかえてもらいたいと訴えつづけてきました。しかし、市内にはまだ八台の自動販売機が設置されています。

このため青少年問題協議会では、昨年に取り続き今年も十一月から十二月を強調期間として、ポルノ雑誌自動販売機追放運動を市民ぐるみで行います。

## 運動は市民の力で

この自動販売機の大きな問題は、ポルノ雑誌を青少年がいつも簡単に買えることや、流通ルートや出版社がはつ

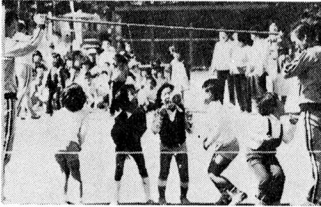
きりしないこと、ワイセツ文書(図書)すれすれなので法律などで規制することができないことです。

この難しい問題を解決するには、青少年の周囲の人たちが「青少年には不健全図書は見せない」という良識を貫き、家庭ではもちろん、地域ぐるみで「不健全図書追放運動」を繰り広げ、社会全体で青少年を守ってやるのが大切です。市民のみならず、皆さんもご協力をお願いします。

### 地域では

不健全図書を入れた自動販売機を置かせない、売らない、買わせない、見ない運動を進めましょう。  
市民運動として地主の方に撤去をお願いします。

▼10月22日に長沢地区委員会と4小PTAで行われた運動会



■地域活動として青少年向け文化活動、体育活動を行います。

■青少年の集まる場所へ不健全図書を置かないように依頼しましょう。

■地域での研修会、座談会などで有害図書について話し合います。

■地域の連帯感を強める活動を進めていきましょう。

■家庭では それぞれの家庭で親子が話し合い、親子の交流を強めていきましょう。

■不健全図書を親が家に持ち込まない、持ち込まないようにしましょう。

■子供の生活にたえず注意し、規則正しい生活をさせましょう。

■親の責任として自主性、自立性、創造性を持った健やかな子供の育成に努めましょう。

## 水道料金が

上がります

東京都の水道事業は、財政再建を図るため、都議会の承認を得て、水道料金がつきとおり改正されました。これに伴い、東京都の水道事業として経営されている福生市の水道料金も十二月一日から改定料金が適用され、値上げされます。

なお、十二月、一月検針分の使用水量に十一月三十日以前に使用した水量が含まれている場合は、日割計算により料金を算定します。

水道料金表(2ヵ月分) 12月1日から適用

料金区分	基本料金	従量料金(円)										
		1~20	21~40	41~60	61~200	201~400	401~2,000	2,001以上				
一般	13 <sup>m</sup>	0	80	100	120	170	210	250				
	20	1,100										
	25	1,360										
	30	3,400										
	40	6,800				120	170	210	250			
	50	22,000										
	75	48,000							210	250		
	100	100,000										
	150	170,000										
	200	360,000										
専用	250	500,000										
	300 <sup>以上</sup>	840,000							250			
	公衆浴場用	820	0							65		
共用	500	0							65			

※従量料金はすべて1m<sup>3</sup>あたりの金額

**福祉手当が**

**引き上げられました**

身体や精神に障害のある人が、少しでも暮らしやすいようにと支給されるのが各種の福祉手当です。こうした各種福祉手当は、毎

年改善されており、今年もつぎの表のように増額されました。

**お問い合わせと申請**

これらの制度の対象となる方、あるいは、まだ手続きをしていない方は、福祉事務所厚生係、福祉第2係へ。☎51—1511 内線323～4、327

**心身障害者(児)福祉手当表**

手当名	対象者	月額	支給月	制限	
				所得	年齢
扶養手当 特別児童手当	心身に中度以上の障害のある児童 (1)重度障害児＝身障おおむね1・2級と精薄愛の手帳おおむね1・2度 (2)中度障害児＝身障おおむね3級と精薄愛の手帳おおむね3度	1. 重度 24,800円 2. 中度 16,500円 8月改正	4・8・12月	あり	満20歳未満
在宅重度障害者福祉手当	心身に重度の障害のある人 ●身障 おおむね1級と2級(一部) ●精薄 知能指数20以下(愛の手帳1度相当) ●精神の障害 障害福祉年金1級相当	6,250円 8月改正	4・8・12月	あり	なし
児童育成手当	障害者手当(児童) ●身障 1・2級 ●愛の手帳1・2・3度 ●脳性マヒ ●進行性筋萎縮症	7,000円 10月改正	2・6・10月	あり	満20歳未満
心身障害者福祉手当	心身に障害のある児童 ●身障 4級以上 ●精薄 愛の手帳3度以上 ●脳性マヒ ●進行性筋萎縮症	2,000円 が4,000円 10月改正	4・8・12月	なし	なし
老人福祉手当	●常時ねたきりの状態が6か月以上の人(入院を含む) ●身障 4級以上 ●精薄 知能指数75以下 ●脳性マヒ ●進行性筋萎縮症	11,500円 10月改正	4・8・12月	なし	満65歳以上
重度心身障害者(児)手当	(1)重度の精薄で著しい精神症状を有する人 (2)重度の精薄で身障1・2級 (3)重度の肢体不自由者で上下肢の機能を失った人 (1)～(3)のいずれかについても人の介護を要する人。ただし老人性疾患を除く	26,000円 10月改正	毎月	なし	なし
重度心身障害者福祉手当	心身に重度の障害のある人 ●身障 2級以上 ●精薄 愛の手帳3度以上 ●脳性マヒ ●進行性筋萎縮症	7,000円 10月改正	4・8・12月	なし	なし

**11月26日 朝8時サイレン**

**一般家庭の防火点検**

火災の多発する季節を迎え、11月26日から12月2日まで全国秋の火災予防運動が行われます。この期間中、福生市では、福生消防署と消防団により、一般家庭の防火点検を行います。

当日は、熊川地区の約300件のご家庭のお勝手や火を使う場所を診察させていただきます。ご協力をお願いいたします。なお、朝8時にサイレンを鳴らしますので火災と間違えないようにご注意ください。

防火点検日 11月26日 午前10時予定

**夜11時から朝5時**

**酒類の自動販売行いません**

市内の酒類小売業界では、青少年の健全育成と飲酒運転防止のため、夜間の酒類自動販売機の自主規制を行うことになりました。

このため自動販売機による販売を午後11時から午前5時まで行いませんので、市民のみなさんご協力をお願いします。

**12月6日**

**法務総合相談**

東京法務局八王子支局、三多摩人権擁護委員協議会の主催による法務総合相談が12月6日に行われます。

この相談は、法務全般にわたる相談(土地、家屋の紛争、相続、登記、私人相互のこみいった問題など)に応じる外、法律事務の手續なども指導いたします。なお、不当な迫害、信用や名誉を侵害されているなど、基本的な人権問題に関する相談に応じます。

当日は、人権に関するマンガ展も行われますので、お気軽にご相談ください。

日時＝12月6日(水) 午前10時～午後3時 場所＝商工会館2階会議室(市役所横) 相談員＝弁護士・人権擁護委員、法務局職員外

**アパートを建てるとき**

**ゴミ収集所も考えて**

アパートなど共同住宅を建てる時に水道、ガスなどの工事はしても、意外と忘れてしまうのがゴミの収集所をつくることです。

近くにゴミ収集所がなかったり、たきさんの世帯が一度に引越してくるため今までの収集所に置けなくなる事があります。アパートを建てるときは必ずゴミ収集所をつくりましょう。

また、火の恣しい季節を迎え、ゴミの中に灰や燃えがらが入っていることがあります。ゴミの中に火が残っていて収集車が火事に……。こんな事故が起きたら大変です。灰や燃えがらは、よく火を消してから、燃えないゴミと一緒に出してください。

## 第2回 子供教室

日時=12月9日(土)午後1時30分から  
以後毎週土曜日 全4回 場所=公民館  
テーマ=料理を自分たちの手で  
対象=小学5年生~中学生 定員=先着25人  
費用=600円 申込先=11月22日から公民館へ。☎52-1711



### 控除されます

### 年金 かけ金

今年一年間に納めたかけ金は、税金の所得控除になります。サラリーマンの奥さんと国民年金に加入している方は、ご主人の年末調整のとき、忘れずに申告してください。

### かけ金の

### 上手な納め方

福生市の場合、三か月を一期として年に四回(六・九・十二・三月の各末日)の納期があります。一期のかけ金は、定額で一か月二千七百三十円の三か月分八千九百九十円になります。これをその月の給料から一度に納めようとするとかかなりの負担になりますので、こんな方法はいかがでしょうか。

口座振替制度を利用して納入する方法です。納期月までに毎月二千七百三十円づつ貯金しておけば、納期月には口座から自動的に納入ができます。そうすることによって一か月二千七百三十円の支出ですみます。また、ボーナス月は少し余分に貯金しておいて、年度の最初の四月に十二か月分を前納すると割り引きがありお得です。

年々かけ金も上ってきますので計画的に納入するように心がけましょう。国民年金に加入してきちんとかけ金を納入するというときは、老後や万一事故にあった場合の生活が保証されるので、あなた自身のためのもです。また、強制加入者の方で納入が困難な方は、年金係(☎51-1511)内線314)へご相談ください。

口座振替の手続きは、印かん、貯金通帳、国民年金納入通知書をお持ちになって、市内の金融機関へお申し出ください。

# われらスポーツマン



## 第10回 福生バスケット ボールクラブ

福生バスケットボールが発足したのは、昭和四十八年四月。教育委員会主催のバスケット教室に参加した人たちが中心になり十三人のチームでスタート。

練習日は、毎週土曜日午後七時から九時三十分まで、市民体育館で行っている。現在のクラブメンバーは、男二十七人に、女十五人の中学生から三十歳までの人たち計四十二人。中学校や高校でバスケットボールクラブに入っていた人もいれば、当クラブに入るまでバスケットボールを持ったことのない人もいます。

▼市民総合体育大会での活躍ぶり。黒い方が福生バスケットボールクラブ



女子は男子に比らべ市外の大会に過去二回優勝するなどかなりのレベルまできている。

クラブの目標は、「強くなりたい」とは当然だが、みんなで楽しくできるバスケットボールを市民の中に広げること、バスケットボールを通して、人間づくりに少しでも役立てば」とクラブ員の伊東静一さん。

当面の課題は、各自、幅広い指導者となるべく、連盟をつくって、他チームとの交流をはかること。

バスケットボールと聞くと日本ではあまり人気がないがやってみると、なかなかおもしろいもの。お問い合わせと入会希望は、田村彦彦さん(☎53-0045)へ。

## 成人のつどいを

### 自分たちの手で

＝準備会＝

教育委員会では、毎年1月15日の成人の日に「成人のつどい」を行っています。

これは、新しく成人になられる方に、成人式を自分たちの手で、企画運営し、成人の日を楽しく意義あるものにしていただくというものです。

地方、地元出身にかかわらず、お気軽にご参加ください。

日時＝11月19日 午後7時30分～9

時30分 以後毎週木・日曜日 場所＝公民館 対象＝昭和33年4月2日から34年4月1日までに生まれた方。 お問い合わせ先＝公民館へ。

☎52-1711

## 年末資金は市の融資を

### ご利用ください

年末資金には、市の融資をご利用ください。融資限度額は、運転資金が150万円、設備資金が300万円までです。利息は年7.3パーセントですが、1.5パーセント市が補助しますので、実質5.8パーセントです。

年内に融資を希望される方は、12月10日ごろまでに申し込んでください。10日過ぎになりますと、年内に融資ができない場合があります。

くわしくは、経済課商工係(☎51-1511内線272)へお問い合わせください。

## サッカー愛好者

### クラブ員募集

市内に在住、在学、在勤の中中学生以上の方で、サッカークラブをつくりたい。サッカー愛好者は、お気軽にご参加ください。申込先＝市民体育館(☎52-5511)へ。夜間は野中直人(☎52-9968)へ。

## 下水道事業

### 受益者負担金説明会

下水道は、健康で快適な生活をおくるうえで、どうしても必要な都市施設です。一日も早く完成させなければなりません。しかし、この下水道事業には、たいへんお金がかかります。そこで、福生市でも市民のみならず、下水道建設費の一部を負担していただく「受益者負担金制度」を採用しています。

この制度は、すでに実施していますが、昭和五十四年度以降についても順次賦課区域を定めて負担金をお願いすることになります。

そこで、市民のみなさんご理解とご協力をいただくため、受益者負担金の説明会を行います。昭和五十四年度以降賦課区域(下図)の受益者は、都合のよい日に会場へおいでください。

#### 説明会日程

■十一月二十四日(金) 午後七時から

場所Ⅱわかきり会館

■十一月二十七日(月) 午後一時三十分から

場所Ⅱ福生保健所 午後七時から

■十一月二十八日(火) 午後七時から

場所Ⅱ第六小学校体育館

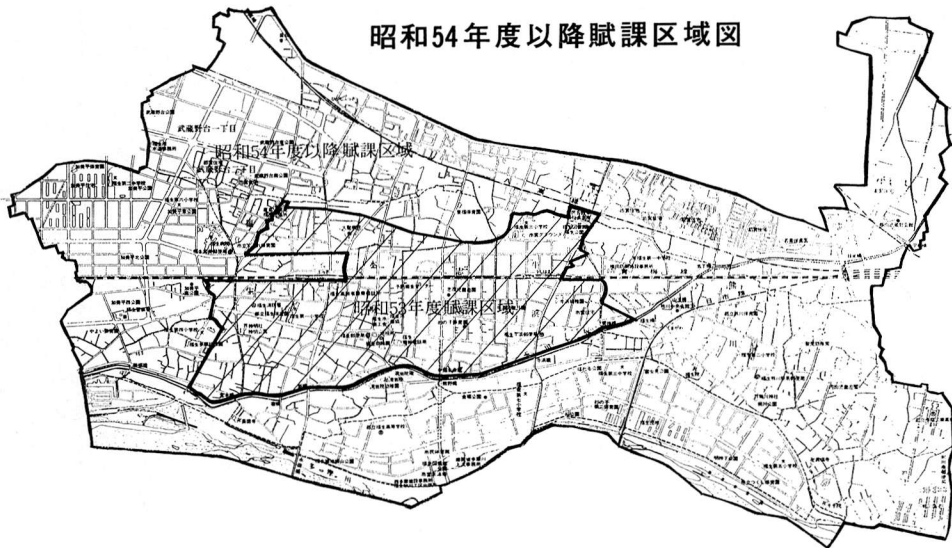
■十一月二十九日(水) 午後七時から

場所Ⅱわかきり会館

■十一月三十日(木) 午後七時から

場所Ⅱ市民会館

### 昭和54年度以降賦課区域図





### 心身障害者・児

## 巡回相談

日時 十一月二十二日(水) 午後一時～三時 場所 福祉会館 相談内容 身体障害者・精神薄弱者の判定と手帳交付手続き、身障者に關する相談など 相談される方は印かんをお持ちください。お問い合わせは、福祉事務所福祉第二係へ。☎51-1511 内線327

## スケート教室

日時 十二月三・十・十七日 午前七時～九時 場所 二サマーランド 対象 小学校一年生以上の初心者で市民の方。(小学校一・二年生には付き添いが必要です) 定員 先着百人 参加費 二千五百五十円(滑走料・貸靴・保険料などの三回分) 申込先 十一月二十七日午前九時から市民体育館窓口へ。電話受付、家族以外の方の代理申し込みは受け付けません。

### 12月～来年3月

## テニスコート

### 使えませぬ

十二月四日から来年三月三十一日まで武蔵野台、南公園のテニスコートは使用できません。霜柱によってコートが痛むのを防ぐためです。ご協力をお願いします。

## 表紙は語る



十月二十六日、都立福生保育園の園児たちが、市民体育館近くの畑でピーナツ掘りを行った。園児たちは、体をかがめて、お尻がぶつかり合うのかまわらない。両手で葉をつかみ、力いっぱい引き抜く。「先生見てよ、すごいだろう」とピーナツを抱えた園児たちの声が、ひときわ響き、あたり一面にピーナツがあふれた。園児たちの手の中で、白い粒がはずんでいた。

## 子どもの本教室

子供の本について考えてみませんか。3人の講師の方を招いて、科学読みものについて考えていきます。日時=12月6・8・13日 午前10時～正午 場所=福祉会館2階視聴覚室 内容=6日は「科学読みもの役割」講師=沼地方子氏(日本子供の本研究会) 8日は科学読みもののできるまで。「日本の野鳥」について。講師=藪内正幸氏(作家) 13日は「子供の生活と遊び、科学の心」講師=坂内登美子氏(科学読物研究会) 定員=先着40人 対象=小・中学生のお子さんを持つ父母。申込先=11月22日から福生市立図書館(☎52-2121)、わかたけ会館(☎51-0083)、わかざり会館(☎52-7421)へ。なお、当日保育を必要とされる方は、申し込み時にお伝えください。保育する場合は、お菓子代として1回100円を負担していただきます。

## かくし芸教えます

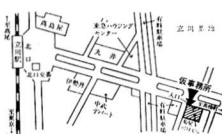
### レクリエーション教室

日時 十一月二十七・二十九日、十二月一日 午後七時～九時 場所 市民体育館 対象 市内在住、在勤の成人の方 申込先 十一月二十一日から市民体育館内社会体育係へ。☎52-1551

## 立川社会保険

### 事務所移転

厚生年金の事務を行っている社会保険は、立川駅南口の立川高校横にありますが、十一月六日から新庁舎建設のため当分の間、立川駅北口菊屋川口ビル内の仮



庁舎に移ります。

事業主や被保険者の方は間違えないようにご注意ください。なお、駐車場はありません。車はご遠慮ください。☎0425-12310351

## 英会話サークル

S・E・E

日時 毎週日曜日 午後七時～九時 場所 公民館 対象 英会話の基礎課程を終了した方。お問い合わせ先 公民館へ。☎52-1711 申込方法 当日直接会場へ。

## 訂正

九月十四日発行広報ふっさ八ページの公園は大切にの記事中、都市公園、児童公園などをあわせ三十五か所は、三十か所の誤り、また、十月二十五日発行市のおしらせ表面ミッドック心電図料七千二百円は、七百二十円の間違いでした。お詫びして訂正します。